

(仮称) 創造活動・歴史文化交流施設建設工事に関するパートナーシップ協定書
(案)

(仮称) 創造活動・歴史文化交流施設建設工事(以下「本工事」という。)に関して、東海市(以下「発注者」という。)と株式会社隈研吾建築都市設計事務所(以下「設計者」という。)と〇〇〇〇(以下「施工予定者」という。)とは、以下のとおりパートナーシップ協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、令和〇〇年(20〇〇年)〇〇月〇〇日に本工事を完成・引渡しをするため、(仮称)創造活動・歴史文化交流施設建設工事設計業務委託における実施設計において発注者、設計者及び施工予定者が協力して、実施設計を円滑に完成させるための技術協力として必要な事項を定めることを目的とする。

(関係者間の調整、協力)

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。

- 2 発注者が行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。
- 3 発注者、設計者及び施工予定者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング(「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法)による提案(以下「VE提案」という。)の技術的・経済的課題を検討するため、(仮称)創造活動・歴史文化交流施設建設工事技術協力協議会(以下「三者協議会」という。)を設置する。なお、三者協議会とは、発注者、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。
- 4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する三者協議会において、発注者が、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

(三者協議会の役割、責任)

第3条 三者協議会の役割、責任は添付の役割分担表(案)による。

- 2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者

から提案され発注者により採用されたV E提案を実施設計に反映させるため、施工予定者が建築確認申請上のその他設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(実施設計における技術協力等)

第4条 施工予定者は、本協定の目的を達成するため、(仮称)創造活動・歴史文化交流施設建設工事等施工業者選定プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案だけでなく、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする。

(有効期限)

第5条 本協定は、本協定締結の日から本工事請負契約が締結された日までとする。

(その他)

第6条 協力期間中の業務に関する費用は、すべて施工予定者の負担とし、発注者からの費用は発生しない。詳細な業務内容は、協議による。

2 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所有する。

令和4年（2022年）12月 日

発注者 東海市中央町一丁目1番地
東海市

代表者 東海市長 花 田 勝 重

東京都港区南青山2-24-8

設計者 株式会社隈研吾建築都市設計事務所
代表取締役 横 尾 実

施工予定者 ○○○○

○○○○

代表者 ○○○○